

第6次三田市障害者福祉基本計画 取組内容(案)

資料2

【理念】 思いやり、支えあい、みんなで作る共生のまち さんだ

基本目標・施策の方向性	取組	内容	具体的な事業内容(例)
基本目標1 生活支援の充実			
(1)保健・医療体制の充実	①健康管理の推進 ②医療に係る経済的支援 ③地域医療との連携体制の整備検討	障害や疾病などの早期発見・早期治療につながるよう、健康診査、健康相談、健康教育など保健事業の充実に努め、市民の心身の健康づくりの支援に努めます。 障害の軽減、回復、治療などに要した費用の一部を公費負担する自立支援医療等の円滑な実施に努めます。 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、障害のある人の地域移行、地域定着に向けた支援体制の構築について検討を進めます。	各種健診(検診)、健康相談・健康教育 福祉医療、自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院)、療養介護 地域移行・地域定着、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">重点</div> (2)福祉サービスの充実	①障害福祉サービスの適切な提供 ②地域生活支援拠点の充実 ③生活の場の確保 ④生活安定のための支援 <拡> ⑤障害福祉サービス事業の人材育成・確保	障害の種別や特性に応じて自立した生活を送ることができるよう、必要に応じて関係課と連絡・調整し、本人の状況の把握を適切に行った上で、適正な支給決定、サービスの提供に努めます。 専門的な相談支援、緊急における対応を行うとともに、地域自立支援協議会において、運用状況の検証・検討を行い、面的体制整備の充実に取り組みます。 親亡き後を見据え、グループホームなど生活の場の確保に努めるとともに、入所施設の利用者や長期入院者が地域生活へ円滑に移行できるよう、情報提供や相談支援を行います。 障害のある人が地域で安定的に生活できるよう、各種手当や助成制度により、障害のある人やその家族の経済的負担の軽減を図ります。また、制度の周知に取り組みます。 関係機関との連携のもと、研修会や事例検討会の実施などにより、 事業所の人材育成・確保 や資質向上に取り組みとともに、新規事業所の人材育成などバックアップ体制の強化に努めます。	訪問系サービス、日中活動系サービス、地域生活支援事業 地域生活支援拠点5つの機能 GH・短期入所、認知症GH整備、地域包括支援センター相談等、親亡き後の生活支援 特別障害者手当等、特別児童扶養手当、障害基礎年金等、特別支援教育就学奨励費 関係機関との連携、人材育成のための研修、人材確保支援
(3)家族・介助者への支援【新規】	【新】①家族の負担軽減 【新】②ヤングケアラーへの支援	短期入所や日中一時支援、移動支援等の利用促進による、 家族介護者のレスパイトケア など、負担軽減を図ります。また、家族会への参加支援やピアサポートなどの当事者等による相談活動の充実に努めます。 障害のある家族の世話をする ヤングケアラーの負担を軽減 し、必要な福祉サービスにつなげるための相談体制を整備するとともに、関係機関と連携して支援の充実に努めます。	サービス利用・相談支援、レスパイトケア、ピアサロン 関係機関等と連携したヤングケアラーの把握、相談支援
基本目標2 健やかに成長できる環境の整備			
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">重点</div> (1)療育・教育体制の充実	①障害の早期発見と療育体制 ②障害児通所支援 ③障害児療育センターの運営 ④多様な育ちの場の確保 【新】⑤インクルーシブ教育システムの構築	母子保健事業の充実に努めるとともに、乳幼児健診や相談などで発見された発育発達上の課題のある子どもや保護者に対し適切な支援が行えるよう、関係機関と連携し相談・支援体制の充実に努めます。 児童発達支援や放課後等デイサービス等について、利用ニーズの把握と適切なサービス提供に努めるとともに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを施設への通所または訪問により行います。 専門機能を活かした相談や子ども一人ひとりの能力を引き出すための療育訓練を行うとともに、教育機関、相談支援事業所等と連携し、障害のある子どもやその家族が地域で孤立しないよう支援します。 保育・教育に特別な配慮を必要とする子どもが、身近な地域の中で保育所・幼稚園等に通うことができるよう受け入れ体制の充実に努めます。 障害のある児童生徒について教職員の正しい理解を深めるとともに、指導方法・内容・教材等を工夫しながら、一人一人の教育課程に的確に対応し個々の可能性を最大限に発揮できるような教育を推進し、 共に学ぶ環境や仕組み(インクルーシブ教育システム) の整備を図ります。	母子保健事業(乳幼児健診、事後指導教室、個別相談会)、家庭児童相談 児童発達支援、放課後デイサービス、保育所等訪問 障害児療育センター運営事業 保育所・幼稚園・児童クラブでの障害児受け入れ、保育課題サポート、幼稚園特別支援教育サポート事業 特別支援教育サポートセンター相談、特別支援教育研修
(2)切れ目のない支援の充実【新規】	【新】①福祉教育の推進 【新】②成長過程に応じた連携体制の構築	学校や園において、障害や障害のある人への正しい理解の促進など福祉教育に関する学習を進めていくとともに、地域における継続的な学習機会の充実に努め、共生社会の基盤づくりを進めます。 乳幼児期からの育ちの過程を就学先・就業先等の関係機関と情報共有し、福祉・保健・教育と地域等が連携して切れ目のない支援を行います。また、地域で安心して活動できる余暇活動の場や居場所づくりの充実に努めます。	学校園での人権学習、地域での福祉学習 サポートファイル、学校卒業時期の接続、地域での居場所づくり、地域社会共生フェスティバル
基本目標3 就労や社会参加への支援			
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">重点</div> (1)就労支援体制の充実	①障害者雇用に関する啓発・制度の周知 ②障害者就業支援センターの運営 ③各種実習先の確保と活用 ④市における障害者雇用	障害のある人の雇用の促進と障害のある人が働きやすい職場づくりを進めるため、市民や事業所などに対する普及・啓発活動などを推進します。 働く意欲を持つ障害のある人に対し、就業支援、就職後のフォロー、離職後のケア、就労継続のための相談などについて、関係機関と連携して支援します。 障害のある人が様々な社会経験や就業体験を得るため、関係機関等の連携・協力により多様な実習先を確保し活用を図ります。 障害のある人が障害のない人と同様にその能力を発揮し、特性に応じた職業に就くことができるよう、職場環境の整備を図ります。	企業への周知、就業支援センターでの当事者・事業者向け講演会 就業相談、就業の場の確保、職場定着支援等、ハローワークとの連携 兵庫県高等特別支援学校からの実習生受け入れ 障害者の雇用(正規職員・会計年度任用職員)
(2)多様な働く場の確保	①障害者就労施設の確保と支援 【新】②農福連携の推進 【新】③様々な分野での就業機会の確保	就労継続支援事業所等、福祉的就労の場の充実に努めるとともに、障害者就労施設等からの物品等調達方針に基づき、障害者就労事業所等からの物品調達の拡大に取り組みます。 自信や生きがいを持って社会参画を実現する取り組みのひとつとして、農業と福祉が連携し、農業経営の発展とともに、障害のある人の農業分野での活躍を推進します。 障害のある人の雇用が可能な職種・業務の掘り起こしや障害の特性に合った多様な働き方を推進します。また、庁内の軽易な業務依頼や、市庁舎内でのアンテナショップ開設を支援します。	就労継続支援(A・B)、障害者就労施設からの優先調達、地域社会共生フェスティバル 農福連携 ワークチャレンジ実行委員会(トライ・キラリ)、ふれあいカフェ、福福連携

基本目標・施策の方向性	取組	内容	具体的な事業内容(例)
(3)スポーツ・文化活動・学習活動等の展開	①スポーツを通じたノーマライゼーションの推進	障害のある人と障害のない人の交流を深め、全ての人が一緒に楽しめる身近なスポーツ活動の振興を図ります。	一緒に楽しめるスポーツ活動の振興(ファミリースポーツカーニバル)
	②障害のある人のスポーツ活動の推進	障害のある人の利用に配慮したスポーツ施設・公園などの整備改善に努めるとともに、各スポーツ・レクリエーション大会への参加促進、活動を支える指導者の育成を支援します。	障害者スポーツスクール、マスターズマラソン、スポーツ施設の割引
	③障害のある人の文化活動の推進	障害のある人の文化活動の振興に向けて、指導者などの人材の確保・育成、活動機会や発表の場の充実に努めます。	市民文化祭、障害者交流サロン
	【新】④生涯を通じた多様な学習活動の充実	障害のある人の各ライフステージにおける学びを支援するため、 生涯学習など様々な学びの場の充実 を図ります。また、点字図書・録音図書の貸出や電子図書サービスの提供など読書環境の整備を進めます。	青い鳥学級、くすの木学級、生涯学習の推進、点字図書・録音図書の収集・貸出、電子図書館サービス
(4)意思疎通支援及び外出支援の充実	①外出支援事業	介護タクシーの運行やタクシー利用助成券の交付、移動支援サービスの充実等により、移動に介助を必要とする人の社会参加を支援します。	移動支援、タクシー料金助成利用券、高齢者運賃助成、有料道路通行料の割引、ゆずりあい駐車場
	②福祉のまちづくりの推進	「福祉のまちづくり」に関する市民・事業者の理解を促進するとともに、関係法令に基づき、学校など公共施設のバリアフリー化を推進します。	公共施設のバリアフリー化、公共施設バリアフリー情報の公開、学校施設のバリアフリー化
	【新】③社会参加のためのコミュニケーション支援の充実	各種イベントや行事について、障害のある人が安心して参加できるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣等、 障害特性に応じたコミュニケーション支援の充実 を図ります。	コミュニケーション支援の充実(手話通訳、代筆、音声訳、失語症者向け支援等)、手話通訳・要約筆記者の派遣
	【新】④デジタル技術の利活用	インターネットやアプリ等を活用したオンライン相談や遠隔手話通訳等を推進するほか、 デジタル技術の利活用による社会参加を促進 します。	遠隔手話通訳、オンライン相談、電子申請、インターネット・アプリ等での情報提供
基本目標4 共に生きるまちづくりの推進【新規】			
重点 (1)障害への理解促進	①手話言語条例に係る普及・啓発事業	「三田市みんなの手話言語条例」に基づき、聴覚障害のある人への理解や手話の普及・啓発を推進します。また、手話通訳者・要約筆記者の養成・確保を進めます。	手話教室事業、手話奉仕員・手話通訳者・要約筆記者の養成、手話通訳者の設置、手話施策推進協議会
	②市職員の障害に対する理解促進研修	市職員等に対し、障害や障害のある人への正しい理解や合理的配慮についての研修を実施します。	市職員向け人権研修、手話研修、人権教育大会への職員派遣
	③市民への障害に対する理解促進、広報・啓発	障害のある人への偏見や差別を解消し、正しい理解と認識を深めることができるよう、多様な機会を通じて広報・啓発活動を推進します。	市民啓発講座、三田市人権を考える会(講座・サポート事業等)、人権啓発誌「人権さんだ」、障害関係の出前講座
	④当事者や障害福祉関連施設、市民団体等による啓発活動	当事者をはじめとした市民、事業者、関係団体等が主体的に実施する理解啓発活動を支援します。	障害者週間での活動紹介等
	⑤障害のある人に対する合理的配慮の周知・啓発	障害者差別解消法、三田市障害者共生条例に基づき、障害のある人に対する合理的配慮について、市民や事業者など広く周知・啓発に努めます。	企業への周知啓発、市HPでの取組事例掲載
(2)誰もが参加しやすい地域社会づくり【新規】	【新】①支えあえる地域づくり	地域でのイベント等を通じた交流により日常的に顔の見える関係を築き、地域における見守りや支えあいを促進することで、 障害のある人が孤立することなく安心して暮らせる地域づくり を目指します。	イベント等での交流機会の拡大、地域における見守りの促進
	【新】②障害の特性に応じた合理的配慮の提供の推進	市役所や学校をはじめ、事業所等において各々が可能な範囲で障害の特性に応じた支援又は必要な配慮を行う「合理的配慮」の提供を推進します。	行政機関での合理的配慮の提供、民間事業者での合理的配慮の提供
(3)地域福祉活動の推進・支援者の育成	①地域福祉活動の担い手育成	個人や地域の各種団体、ボランティア団体、社会福祉協議会等が行う地域福祉活動のすそ野を広げていくため、活動の紹介や体験などを通じて福祉に興味を持ち、担い手として活躍する人材の育成に努めます。	民生委員・児童委員との連携、自主防災組織の育成、ヘルプマーク・カードの普及、協働事業提案制度
	【新】②地域福祉活動への支援	障害のある人への支援を目的とした活動をはじめ、多様な分野におけるボランティアや地域福祉活動を行う団体等の運営支援や周知を行うことで、活動の継続や活性化を支援します。	地域福祉活動団体への補助・周知等、ボランティア活動への参加促進
基本目標5 権利擁護と相談体制の充実			
重点 (1)情報提供・相談支援体制の充実	①障害者総合相談窓口「きいてネット」の運営	障害のある人やその家族、支援者などが身近な場所で相談できる総合相談窓口「きいてネット」を運営し、専門の相談支援員により、総合的・専門的な相談支援を行います。また、虐待防止への対応や相談支援事業所への専門的な指導を行うなど、支援体制の総合的な強化を図ります。	基幹相談支援センター等の運営
	②サービス等利用計画相談支援事業	障害のある人が自らの意思に基づいて効果的かつ適切なサービスが利用できるよう、サービス等利用計画の作成や情報提供、相談支援を行います。	計画相談支援、障害児相談支援
	③地域自立支援協議会の開催	障害のある人や家族などを支えるための仕組みづくりの協議・検討・調整などを進める機関として、地域自立支援協議会の開催と内容の充実に努めます。	地域自立支援協議会、相談支援事業所連絡会等の運営
	【新】④情報アクセシビリティの向上	障害に起因する情報へのアクセスの格差を解消し、音声による情報提供など 障害特性に応じた情報の提供や活用 を促進します。	市広報誌・市HP等での情報アクセシビリティ向上、声の広報
(2)緊急時等の支援体制の整備	①避難行動要支援者支援事業	災害時に自力で避難できない避難行動要支援者の把握を行うとともに、地域団体や福祉専門職との連携・協力により、個別避難計画の作成を進め、要支援者の避難支援体制を整備します。	避難行動要支援者の把握、個別避難計画の作成
	②障害の特性に応じた緊急時の対応検討	障害のある人に配慮した災害情報や緊急情報の伝達手段を確保します。また、障害のある人に配慮した避難所の整備、備蓄品の充実など、被災後の生活支援体制の充実に努めます。	FAX・携帯の活用、ボランティアと連携した情報連絡など、福祉避難所、避難所の物品整備
	③避難確保計画の策定等の支援	水防法、土砂災害防止法の改正に伴い浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設の管理者等は、避難確保計画の策定等が義務づけられたことを受けて、計画策定に向けて働きかけや支援を行います。	洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者支援施設の管理者に策定義務あり
(3)権利擁護・差別解消の推進と虐待防止	①権利擁護・成年後見支援の実施	判断能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業について、様々な媒体を通じて普及に努めるとともに、制度の利用促進を図ります。	権利擁護・成年後見支援センターでの相談支援、地域包括支援センターでの相談、成年後見報酬の助成
	②障害者差別解消に係る取組	障害者差別解消法、三田市障害者共生条例に基づき、相談支援や障害者差別解消支援地域協議会を開催し、差別解消にかかる取組を推進します。	人権擁護委員による人権相談、くらしの人権相談、企業への周知啓発
	<拡> ③障害者虐待防止に係る取組	障害のある人に対する虐待の防止について、 市民や事業者への周知・啓発 に努めます。また、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協働体制の整備や 支援体制の強化 を図ります。	基幹相談センターでの虐待通報対応・虐待研修、市民・事業者等への啓発、サービス未受給者への訪問支援